

お母さん・子供の相談窓口 母子保健推進員を紹介します。

最近、少子化・核家族化が進み、親になって初めて子供に接する若い親たちが多くなっています。

また近所に同じ年ごろの子供を持つ友達がない、子育てについて相談する人がいないというお母さんも多く、子育てに不安や悩みを抱えているようです。

母子健康推進員は「母親学級などの通知書配布などを通じて、お母さん方の良き相談窓口となつて活躍しています。

7月から2年間、新たに23名の方が町から委嘱を受け、活動を開始しました。どうぞお気軽に声をかけてください。

〈母子保健推進員〉

住所	氏名	担当地区
大川前3	小林 一枝	大川前1~3 雁巻、新町1~2
本町4	関口 文子	大川前4、本町1~4
本町5	鈴木 初子	大川前5~6 本町5、花園町1~2
若葉町1	高橋 イチ	諏訪町1~2、中央町3~5、若葉町1~2
若葉町3	風間ヤヨエ	文京町1~2
若葉町3	川瀬美代子	若葉町3、新町3~4
中央町1	泉田 文子	中央町1~2、蔵町1~5、新栄町1~5
うでこき3	加藤 洋子	うでこき1~3
横川浜	小柳 綾子	横川浜
横川浜	池田 トイ	
小 向	五十田シゲ	小向
水 田	木村美恵子	水田
矢代田2	吉川 淑子	矢代田1~3
矢代田5	田沢 裕子	矢代田4~6
矢代田8	須田 智子	矢代田7~9
矢代田11	八木つな子	矢代田10~13
松ヶ丘	伊藤 睦子	松ヶ丘
松ヶ丘	桑原由紀子	
天ヶ沢2	樋浦 信子	天ヶ沢1~3
鎌 倉	斎藤 陽子	鎌倉
新保2	丸山 邦子	新保1
新保2	川瀬ヨシ子	新保2~3
竜 玄	斎藤 千ヨ	竜玄

もし、国保が なかつたらどう なるでしょう

国保に加入しているAさんの場合、平成五年四月から、平成六年三月までに、自己負担した医療費は三〇万円ですが、実際にかかった総医療費を計算すると一〇〇万円になり、残りの七〇万円は、国保が支払っています。

又、Bさんの家庭（4人家族）は、同じく四月から三月までに医療費として、二〇万円を支払いましたが、総医療費は二七〇万円となり、残りの二五〇万円は国保が支払っている事となります。尚、Bさんの家庭の保険料額は、三五万円でした。

もし、国保がなかつたら、このように高額な医療費を、全額自己負担として支払わなければならないとなり、肉体的・精神的苦痛だけでなく、経済的に大変苦しい状態となる事が予想されます。

病気やケガをした時に、安心して、お医者さんにかかれるよう、保険税を出し合い相互扶助するという事が、国保の目的なのです。

国保の給付

1 療養の給付

みなさんが病気やケガをしたとき、国保を取扱う病院・診療所で、必要な治療が治るまで受けられます。そのときの医療費のうち、3割（退職者医療制度の該当者は2割または3割）を病院等の窓口へお支払いください。残りの7割（退職者医療制度の該当者は8割または7割）については国保が支払うことになっています。

2 療養費の支給

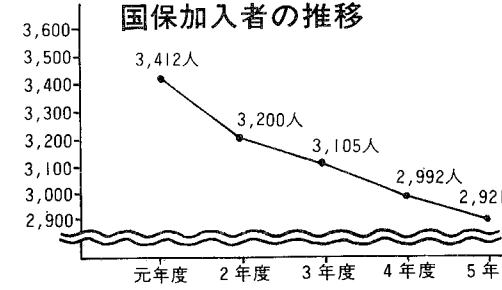
右のような場合で、医療費を病院等の窓口へ支払ったときは、あとに必要な書類をそろえて国保担当窓口へ請求してください。国保で決められた基準額の7割（退職者医療制度の該当者は8割または7割）をお返しいたします。申請・請求書の用紙は、担当窓口にあります。

国保に加入するとき・やめるとき

- 加入するとき
 - (1)他市町村から転入したとき（職場の健康保険などに加入していない場合）
 - (2)職場の健康保険などをやめたとき
 - (3)子どもが生まれたとき
 - (4)生活保護をうけなくなったとき
- 国保をやめるとき
 - (1)他市区町村へ転出したとき
 - (2)職場の健康保険などへ入ったとき
 - (3)死亡したとき
 - (4)生活保護をうけはじめたとき
- やめる届け出が遅れると

国保の資格がなくなったのに届け出が遅れると、保険証が手もとにあるため、うっかりそれを使って診療をうける人があります。このようなときは、国保で負担した医療費は、あとで返していただくことになります。

1 やむをえず保険証で治療を受けられなかったとき	請求に必要なもの
緊急のときや、やむをえない理由で保険証を持たずに治療を受けた場合や、旅行先などで病気になる、国保を扱っていない病院等で治療を受けた場合の費用	診療内容の明細書・領収書・印かん・保険証・申請請求書
2 看護の費用	請求に必要なもの
入院しているときや、手術のあと、または、重病で付き添い看護を必要と保険医が認めた場合、ただし、基準看護の病院や、家族、友人、知人が付き添った場合の費用の請求はできません。	申請請求書・医師者の意見書、付き添い人の証明領収書・印かん・保険証
3 移送の費用	請求に必要なもの
患者が歩行不能で医学的理由による転医等の場合。	申請請求書・医師者の意見書・領収書・印かん・保険証



国保の加入状況
(6年6月30日現在)
加入世帯数 1,216世帯
加入者数 2,881人
老人 729人
うち 退職者 490人

平成6年度 国民健康保険税は 3年連続据え置き

平成6年度保険税の税率が昨年と同率と決まりました。この税率は、平成3年度からのもので、3年連続据え置きということになります。尚、課税限度額は昨年同様、50万円となります。

平成6年度の保険税率

計 算 方 法	
所得割	課税所得金額×8.31% (前年の所得-基礎控除)
資産割	固定資産税×29.58% (6年度の土地・家屋分)
均等割	加入者1人当たり×18,367円
平等割	1世帯当たり×23,647円

3期分以降の保険税は…

標記の税率によって本算定を行い、年税額を算出します。年税額から一期、二期の暫定税額を差し引いて、過不足を精算します。納めすぎの時は還付し、不足の時は、三期、四期、五期、六期に分けて納税する事になります。

— 4月に納付書配布 — 8月に納付書配布 —

1期 (4月)	2期 (6月)	3期 (8月)	4期 (10月)	5期 (12月)	6期 (2月)
暫定徴収税額 (昨年の年税額×)		年税額-暫定徴収税額			
6年度年税額					

9月から保険証が“空色”に

国民健康保険の保険証が、九月一日から“空色”に切り替わります。新しい保険証は、特別な場合を除き、八月二十六日から三十一日までの間に被保険者の各世帯主宛に郵送いたします。送付後は次の点に留意してください。

▼保険証の内容は必ず確認を!!
新しい保険証は、七月末日現在で作成します。その後、郵送する間近まで調整を行います。八月三十一日までの間に出生、

死亡、転入、転出、社会保険などへの異動で手続きをされる人も、他に誤りがある場合は、お手数でも国保係（2番窓口）で訂正してから使用してください。

▼医療機関への提出忘れずに!!
現在、病院や医院に入院または通院中であつて、九月一日以後も引き続き診療を受ける人は早めに病院や医院の受け付けに新しい保険証を提示してください。

健康相談 母子手帳 発行日の お知らせ

妊娠及び乳幼児、その他健康について、お悩みの方を対象に健康相談を行っております。

日時 八月一日、八日、二十二日、二十九日の月曜日、

場所 老人福祉センター
時間 午後一時～四時

八月の相談日

2日(火)	齊藤 一策	本望 清策
9日(火)	高橋千代子	佐藤弓槻子
17日(水)	吉田 吉平	太田甲子一
23日(火)	齊藤 一策	佐藤二三雄
30日(火)	木村敬三郎	本望 清策

会場 役場保健センター
※各月、月曜日は健康相談日とともに妊娠届受付、母子手帳発行の日です。
※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、必ずご本人がおいでください。(印鑑を持参してください。)

無料 法律相談

相談日 八月二十四日(水)
午前九時～十二時まで

会場 役場保健センター保健指導室(二階)
相談員 古川 兵衛 弁護士

申し込みは前日までに役場住民係へ電話(38-3111番内線37番)でお願います。申し込み人数により、時間を変更することがあります。